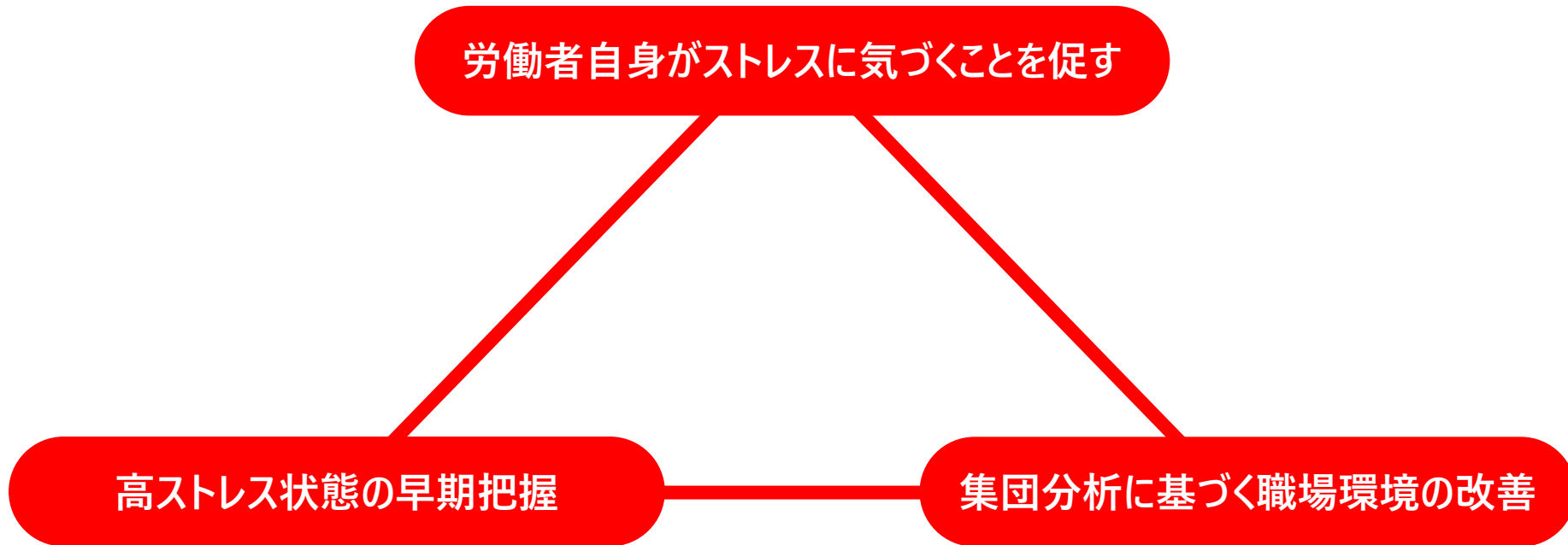


HITACHI

ストレスチェック

株式会社 日立製作所
日立健康管理センタ
カウンセリング係

労働者のメンタル不調を未然に防ぐ一次予防を主目的とした制度



2015年12月に労働安全衛生法が改正され 第66条10 に「ストレスチェック制度（一次予防）」が盛り込まれ、50人以上の事業場の実施が義務化。

カウンセリング係では、ストレスチェックに関する活動として、以下の2つに対応しています。

①高ストレスと判定された方への面接（産業医面接のご案内）

②集団分析結果をもとにした職場環境改善の実施

高ストレス者への面接

□ 面接対象となった方には、個別に日時をご案内しています。

□ 面接内容

ストレスによる心身の不調感、職場ストレス状況の確認



産業医面接のご案内



セルフケア関連情報のご案内

□ 面接時間は概ね30分程度を予定しております。

□ カウンセラーによる高ストレス面接の内容は事業所に報告されません。

□ 面接を希望されない方は、通知が届いた時点で面接担当者へご一報ください。

職場環境改善

職場検討会

職場管理者と産業保健スタッフが、ストレスチェック結果をもとに職場の現状（強み、課題）を把握します。

改善メニューの検討

メンバーの個別面談、職場課題に応じた研修会の開催など、改善メニューを検討します。

改善策の実施

検討した改善策に取り組みます。改善策は、職場にとって無理のないものをスモールステップで推進していきます。

定期フォロー

取り組み状況を確認し、進捗が遅れている場合はその要因を分析し、改善策を再検討します。

Q1. ストレスチェックは、「**病気の人のを見つけるため**」に実施するのでしょうか？

A1. ストレスチェックは、従業員個人と事業者それぞれがまずは**ストレスに気付くこと**を目的としています。

①**従業員自身が自分のストレスに気付く**、②**事業者が集団としてのストレス状態を把握する**

さらに、把握された傾向に基づき、

③**職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげる**、といった活動を通じて、**従業員のメンタル不調を未然に防止する「一次予防」が主な目的**となります。

そのため、「不調者を見つけるため」といった**使用法は誤り**です。

ただし、ストレスの高い従業員には医師による面接指導が勧奨されますので、不調者を早期に発見するという効果もありますが、それ自体が目的ではありません。

Q2. ストレスチェックは事業場を実施義務があるため、個々人の結果は事業場に把握されたり、各職場上長に報告されたりしますか？

A2. ストレスチェックは、従業員自身のストレスへの気づきを促し、セルフケアに役立てることを目的としています。ストレスチェックで把握される情報は、従業員の健康情報に該当するため、その結果を個人が特定できる形で事業者が把握することはできません。

そのため、職場全体のストレス度が高かったとしても、個々人の結果が上長に報告されることはありません。ストレスチェックの結果については、事前に衛生委員会などで審議・決定して社内規定が定められるほか、人事権の無い実施事務従事者が、実施に関する事務を執り行うこととなります。

みなさんの情報は法律に基づきしっかりと守られますので、安心してお答えください。

Q3. 医師面接を申し出ると、事業場から人事上の不利益な取り扱いをされることは無いのでしょうか？

A3. 医師による面接指導は、ストレスその他の心身の状況や勤務状況（業務内容）を確認することで、対象者のメンタル不調のリスクを評価し、必要に応じて就業上の適切な措置につなげるために行われます。医師面接が円滑に実施されるよう、**対象者への不利益な扱いは法律で固く禁じられています**ので、ご自身の不調防止のため積極的に医師面接をご活用ください。

このほかにも事業場に禁止される主な項目としては、以下などがあります。

- ① ストレスチェックの結果を理由に、不利益な取り扱いを行う
- ② ストレスチェックを受けないことを理由に、不利益な取り扱いを行う
- ③ 医師面接対象であるにも関わらず、**医師面接を申し出ないことを理由に、不利益な取り扱いを行うこと**

Q4. ストレスチェックは個々人のストレスへの気付きを促すために実施されるため、職場全体のストレス軽減には活用できないでしょうか？

A4. 従業員個々人のストレス度のほか、職場全体のストレス要因と健康リスクについても数値で示されます。

職場の総合健康リスク値は、全国平均を100とした場合、それよりも高い数値であればあるほど、当該職場においてメンタルヘルス上の問題が発生する可能性が高くなることを示しています。

※総合健康リスク値が120の場合、メンタル不調による休職者や所属員の意欲低下によるアウトプットの低下といった問題が発生する確率が20%高いことを示します。

(日健セ) では、ストレスチェックの結果を活用した健康職場づくりをサポートしています。

こちらの活動に興味をお持ちの事業場担当者は、(日健セ)担当スタッフまでお問合せください。

カウンセラー・保健師医師面接勧奨面接

- ☑ ストレスチェックの結果を元に、ストレス状況を確認し、対象者の特徴に応じたセルフケア情報を提供する。
- ☑ 医師面接希望の意思を確認する。
- ☑ 本面接で得られた健康情報を担当産業医に報告し、限られた時間で効果的な医師面接の実施につなげる。
- ☑ 強制ではないため、面接を希望しない場合は実施しない。
- ☑ リモートでの実施も可。

医師面接

- ☑ ストレスを背景とする労働者の脳・心臓疾患やメンタル不調の未然防止を目的とする。
- ☑ 就業上の配慮や、専門医受診の必要性について、医学的な観点から判断する。
- ☑ 健康管理上必要な場合は、就業制限を事業場に申し入れる。

ストレスチェックを年1回受検することによって、自分では気づけないストレスに気付くことができます。

ご自身の心のメンテナンスのために、ぜひストレスチェックをご活用ください！